

財務省告示第四百二十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成十九年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十九年十二月二十八日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年十一月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	一六トン
三	一・五トン
四	二二、五二六トン
五	九五五トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
四四五トン	六八三トン	一一、三九八トン	九一、六四三トン	一八五トン	四四七トン	三七七、三四八トン	七三八、一六〇トン	三、五二、三一三トン	五五、七三〇トン	九、九八五トン	三、七一八トン	三一、八九五トン	・九一トン	トン	六トン

二九	五七八トン
二八	四トン
二七	八、三七トン
二六	三、二九七トン
二五	トン
二四	二トン
二三	二、九八トン
三三	四六トン
二二	一九、八九一トン